

様式第9号（第15条関係）

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社所在地
有限会社 栃木民報松本印刷所	栃木県那須塩原市下厚崎267-20

2 指名停止措置期間

- 令和7年4月8日から令和7年5月7日まで（1箇月）

3 指名停止措置の範囲

- 那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

- 令和7年4月2日執行の「那須塩原市議会議員選挙選挙公報印刷業務」の入札において、落札したにもかかわらず、契約辞退届を提出し、契約の締結を拒んだ。

5 指名停止措置理由

- 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表19の項に該当

<那須塩原市建設工事等指名停止基準別表19の項>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 19 業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上9月以内

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係
那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-62-7114